

「坂田残土裁判」報告会のご案内

— 土砂崩れの恐れなど、西岬の地層についての専門家の話もあります —

日時：3月1日（土） 午後1時半～3時半頃

会場：見物・西岬東公民館（入場無料。どなたでもご自由にどうぞ）

報告：①原告団から

②西岬の地層と災害など：地質学者 上砂正一氏

③坂田残土裁判の報告：弁護士 田中由美子氏 ほか弁護団

質疑応答・意見交換

— 「坂田残土裁判」の住民訴訟原告団より —

坂田の残土処分場は、特定事業許可がおりて2年が経ちました。裁判の中で、現在までの埋立ては1 / 3であることが明らかになりました。特定事業の操業期間は3年となつていますが、10年以上続いた大井や出野尾の埋立てと同じように、埋立期間の延長も考えられるところです。

残土搬入の為の大型ダンプカーが頻繁に往来するようになった結果、生活道路でもあるフラワーラインはでこぼこや、わだちが目立ち、補修せざるを得ない状況になっています。ときにスピードを上げて走るダンプには、お年寄りや学童に限らず、身の危険を感じた方も多いのではないのでしょうか。

また、近年、自然災害が従来に比べて大規模になってきていますが、この裁判では、西岬の地層は崩れやすく土砂災害が起きる危険性などについて専門家の意見書が提出されています。

そこで、多くの住民の方からの不安に応えるためにも、地域の安全や裁判の内容について、お知らせする必要があると考え、専門家や訴訟を担当する弁護団からの報告を受ける機会をつくりました。

この報告会では、千葉県が行った残土処分場許可処分の取消を求める裁判の審査でこれまで明らかになった事実をお知らせし、情報を共有した上で、生活環境を保全するために、地域の皆さまと「今後何をすべきか」一緒に考えていきたいと思ひます。

ご近所お誘いあわせの上、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

主催：館山・坂田残土裁判原告団、館山の海と山の自然を守る会

（連絡先：沖山静彦 090-5795-3445）